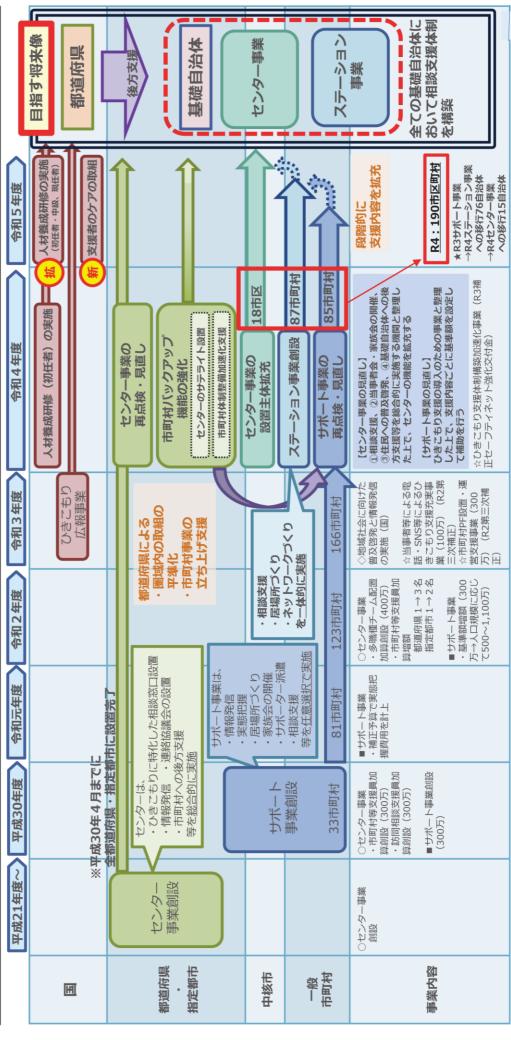
ひきこもり支援のロードマップ

- 平成30年度か を設置し、 以下「センター」という。 平成21年から都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センタ ○ひきこもり支援の体制整備は、平成21年から都道府県・指定都市に「ひきこ: ら基礎自治体において「ひきこもりサポート事業」により取組を進めてきた。
- ②基礎自治体の を創設した。 令和4年度には、基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実に向けて、①センターの設置主体を市町村に拡充するとともに、 新メニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」
- ②小規模市町村等における体制整備の 都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、①市町村と連携したセンターのサテライトの設置と、②小規模市町村等(支援を創設し、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村の支援体制の整備を促進している。 加速化支援を創設し、)更(こ)
- 10 基礎自治体におけるひきこもり支援のさらなる充実に向け**引き続き取組を推進するとともに、研修の拡充や支援者支援の取組を実施**す 令和5年度は、



平成25年度からひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を実施(平成30年度からひきこもり支援に携わる人材養成研修事業に変更) ※ 子の街、

夏厚生労働省社会福祉推進事業]

ひきこもり支援にかかる支援マニュアルの策定に向けた調査研究事業

(背景)

- 厚生労働省においては、ひきこもり状態にある方やその家族への支援について、基礎自治体(市区町村)による支援体制の構築を進めている。
- 現在、支援現場や関係者の指針とされているものは、平成22年にまとめられた「**ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」**があるが、主に精神保健・ 医療・福祉・教育等の専門機関向けの内容となっている。
- ガイドライン策定後10年以上が経過し、中高年齢層のひきこもり状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世 帯の顕在化や、NPO法人などの多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化しており、**現状の課題等を踏まえた**、基礎自治体で支 援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所職員等が拠り所とすべき**新たな指針が必要**である。

[回的]

- 都道府県・指定都市・その他市区町村におけるひきこもり支援対象者の多様な状態像を集約し、類型化するとともに、それぞれの類型に対応した支援内 容や、対応する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討する。
- 当事者及び家族に寄り添う相談支援が実施できるよう、必要項目を検討し、整理する。さらに、その内容を項目として整理し、マニュアル骨子として作成す ることを目的とする。

○事業の全体像

(骨子)をとりまとめる。 検討委員会及び作業部会を設置するとともに、自治体への悉皆調査、アンケート調査等を行い、報告書

検討委員会· 作業部会の設置

・ひきこもり支援に知見のある学識経験者等有識者による検討委員会を設置し、マニュアル骨子(案)を検討する。

・ひきこもり支援に携わる自治体職員等による作業部会を設置し、各地域で対応しているひきこもり支援事例の集約、類型化等 支援方法等を検討する。

情報収集 (悉皆調查)

都道府県・指定都市・その他市区町村で対応している支援対象者の多様な状態像を集約するとともに、類型化する。

マニュアル骨子のアンケート調査

マニュアル骨子(案)を自治体等に情報提供し、意見を集約する。

報告書の作成

自治体等からの意見を踏まえた支援マニュアル骨子を作成し、報告書としてまとめる。